

生活保護制度における新型コロナウイルス 感染症の影響と対応について

生活保護の最近の状況

■生活保護受給者数

	令和2年								
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
生活保護受給者数（万人）	206.8	206.4	206.7	206.0	205.8	205.6	205.4	205.0	204.9
対前年同月比（%）	▲ 1.2	▲ 1.2	▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 1.0	▲ 1.0	▲ 1.2	▲ 1.2	▲ 1.1
対前月比（%）	▲ 0.1	▲ 0.2	0.1	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.03

■生活保護受給世帯数

	令和2年								
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
生活保護受給世帯数（万世帯）	163.6	163.3	163.5	163.5	163.6	163.7	163.7	163.5	163.6
対前年同月比（%）	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	0.01	0.1	0.1	▲ 0.03	▲ 0.1	0.002
対前月比（%）	▲ 0.1	▲ 0.2	0.1	▲ 0.04	0.1	0.02	0.01	▲ 0.1	0.02

■保護の申請件数

	令和2年								
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
保護の申請件数	18,660	16,118	21,026	21,486	17,981	17,190	19,650	17,451	18,998
対前年同月比（%）	0.9	▲ 3.4	7.4	24.8	▲ 9.7	▲ 4.4	▲ 11.1	▲ 4.0	1.8
対前月比（%）	14.9	▲ 13.6	30.5	2.2	▲ 16.3	▲ 4.4	14.3	▲ 11.2	8.9

■保護開始世帯数（決定件数）

	令和2年								
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
保護開始世帯数	14,992	15,042	18,716	19,362	16,906	15,142	16,036	14,766	16,613
対前年同月比（%）	1.6	▲ 3.2	6.4	14.8	7.5	▲ 6.3	▲ 14.5	▲ 7.8	3.6
対前月比（%）	▲ 9.7	0.3	24.4	3.5	▲ 12.7	▲ 10.4	5.9	▲ 7.9	12.5

※速報値、資料：「被保護者調査（月次調査）」（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症対策に関連した生活保護の一連の対応について

1. 申請権の侵害の防止、速やかな保護決定等

申請権侵害の防止、速やかな保護決定等

- 自立相談支援機関で生活保護が必要とされる者を福祉事務所につなぐ等の緊密な連携
- 面接時の適切な対応（申請権を侵害しないこと）、速やかな保護決定
- 居住地がない者に対する現在地での保護の徹底
- 福祉事務所の面接相談業務や保護決定までの手続きの事務の補助を行う臨時職員の雇い上げ費用を補助（2次補正）
- 地方創生臨時交付金を利用した事業として、休日開所や業務のデジタル化等の取組を行うことが可能である旨を周知

感染防止への配慮

- ・申請時、対面は最小限の時間とし、その他は電話等による聴取 ・対人距離の確保、マスク着用等の感染防止 ・待機場所での感染拡大の防止への配慮、等を依頼
- 最低年2回としている訪問調査の延期等（この場合、電話等で状況を確認）が可能と周知

一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の支援

- 民間宿泊所、ビジネスホテル等の確保を依頼。保護施設等への入所が必要な方については、施設入所を行う等の対応を周知。無料低額宿泊所等への入居について、やむを得ない場合を除き、個室への入居の促進を依頼。
- 生活に困窮し住まいを失った方等に対し、アパート等の居室確保や定着支援を行い安定した住まいの確保を推進（2次補正）
- やむを得ず一時的に民間宿泊所等を利用して生活保護が開始された場合、転居後の一般住宅等（アパート等）の住宅扶助費とは別に、住宅扶助基準の特別基準の限度額内で、一時的な宿泊料等を支給可。
- 就労支援等の補助業務を行う事務員増、オンライン等で実施する支援メニューの開発支援、機器整備、Eラーニング教材の作成や研修等を通じた就労支援の強化（3次補正）

2. 弾力的な運用の周知

保護の要否判定等の弾力的な運用

- 求職活動が困難等のやむを得ない場合は、稼働能力活用の判断を留保（活用していない場合も保護受給可能）。
- 一時的な収入減少で保護が必要となる場合で、緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられるときの柔軟な対応に係る留意点を通知
 - ・通勤用自動車の保有
 - ・自営業者等の転職指導等を行わないこと

学校教育における対応

- 緊急事態措置区域外も含め、小学校等が臨時休業となった場合に、臨時休業期間中の学校給食費に相当する額が生活保護受給者の手元にわたるよう対応。
- オンライン学習等のICT教育に係る通信費を教材費として支給

医療扶助における医療券方式の取扱い

- 医療券入手のために福祉事務所を訪問せずに受診できるような取扱い。

特別定額給付金等の収入認定除外

- 特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金（基礎給付）について、収入認定から除外（受給者の手元に残す）。

※令和2年4月に無料低額宿泊所の規制強化。
原則、個室だが3年間の経過措置期間中。

3. 保護施設、無料低額宿泊所（日常生活支援住居施設を含む。）における対応

事業実施体制

- 保護施設について、人員・設備基準等の柔軟な対応を周知。できる限りの支援を行った場合は措置費の対象。無利子・無担保の融資対象（福祉医療機構）。

感染症拡大防止対策

- 入居者、職員用のマスクや消毒エタノールを優先配布するとともに、「3密」を避ける等の感染症拡大防止の取組を依頼。
- 消毒液等衛生用品等の購入、消毒の実施等の衛生環境改善、パーテーションの設置等への補助（1・2・3次補正）
保護施設及び無料低額宿泊所の個室化、感染予防マニュアルの作成等事業継続・再開に向けた各種取組への費用補助（1・2・3次補正）
- 無料低額宿泊所について、個室利用、衛生管理体制の整った居室の利用等の促進を周知、感染者が発生した場合に一時的に待避する居所の確保に係る経費等の補助（1・2・3次補正）
- 保護施設等において、新規入所者等の健康観察のための一時滞在場所の確保等を支援（施設事務費特別基準）
- 救護施設の職員への慰労金を補助（2次補正）

保護決定等体制強化事業

令和2年度 第三次補正予算案
新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(仮称)(140億円)の内数

事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響による要保護者からの生活保護に関する面接相談及び保護の決定の件数の増加に対応するため、必要な方へ必要な生活保護が滞りなく決定されるように、福祉事務所における保護決定等の体制の強化を図る。

事業の必要性

生活保護制度は最後のセーフティネットであり、福祉事務所には生活保護を必要とする方へ迅速かつ適正な決定を実施する責務がある。今般の新型コロナ感染症拡大時においては、生活保護を利用する者の急激な増加や雇用環境の悪化の影響により、相談、申請及び保護の決定などの件数の更なる増加も見込まれ、さらには保護決定後の就労支援等、福祉事務所が処理すべき業務量も増大することになる。このような状況に対応するためには、福祉事務所の面接相談から保護の決定、その後の就労支援等による自立支援までの一連の業務を担う人員の配置を充実する必要がある。

事業内容

福祉事務所が行う以下の業務に従事する非常勤職員の雇い上げ費用に対する補助を行う。

- ・要保護者に対する面接相談業務
- ・保護の決定事務処理、就労支援等の補助業務

面接相談件数の増

保護の決定事務処理件数の増

福祉事務所(保護の実施機関)



相談員増による対応



保護決定事務処理を行う
事務員増による対応



就労支援等の補助業務を行う
事務員増による対応

迅速かつ適正な保護決定
保護決定後の就労支援等
を行う体制を強化

生活保護業務デジタル化による効率化手法開発・検証事業

令和2年度 第三次補正予算案:476,018千円

【要旨】

- 生活保護業務においては、手書きによる訪問記録の作成や、収入申告書等のシステムへの入力など多くの事務処理作業を行っており、支援が必要な被保護者に対するきめ細かなケースワークを実施するためにも、こうした業務の効率化や負担の軽減が必要である。
- また、被保護者の自立の助長の観点から行う訪問調査活動について、担当世帯数の増加等による業務負担が生じており、新型コロナウイルス等の感染拡大防止の観点からも、こうした対面により実施している業務のオンライン化等を推進する必要がある。
※ 「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)において、生活保護業務も含めて自治体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組むこととされており、基幹システムについては令和4年8月までに標準仕様を決定することとしている。
- このため、いくつかの自治体において、業務負担の軽減に向けたRPA(※)等のITの導入、業務のオンライン化等を試行的に実施し、その課題や効果を検証するほか、生活保護業務プロセス及び基幹システムの標準化に向けた調査研究を行い、業務負担の軽減を図る方策を検討し、業務効率化の取組を推進する。
(※) Robotic Process Automation:ソフトウェアのロボットにより業務工程の自動化等を行う技術

【事業内容】

1. 自治体の試行的取組への補助(定額補助)

- 以下の取組例の他、自治体の創意工夫による取組に対して補助
- (取組例①) ITの導入による生活保護業務のデジタル化
 - ・ RPAを活用した収入申告書類等の自動データ化
 - ・ 音声認識が可能なAIを活用した訪問記録のテキスト化
 - ・ タブレットの導入による生活保護申請時の面談記録や訪問記録の電子化
- (取組例②) 訪問調査活動等の生活保護業務のオンライン化
定期的な訪問調査活動等について、オンラインにより実施可能な体制を整備し、可能な範囲で非対面で行う。
- 実施自治体は、デジタル化等への課題や業務効率化の効果について、定量的に検証し、国へ報告。

【補助対象者】都道府県、市、福祉事務所設置自治体

【所要額】 381,600千円(1自治体当たり 12,720千円 × 30自治体程度)

2. 調査研究委託事業

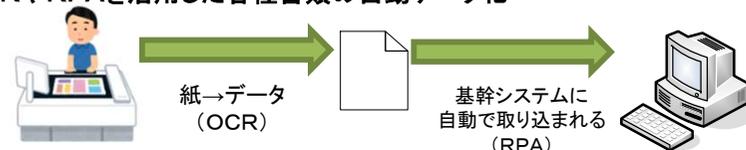
- 各自治体における生活保護の業務プロセスや生活保護基幹システムの標準化を行うための調査研究
- 1による自治体の試行的取組の業務フローやシステム仕様の聴取、ヒアリング等を行うとともに、事業の成果を評価、整理するための調査研究

【所要額】 94,418千円

【事業スキーム等】

【1. 自治体の試行的取組への補助(導入イメージ)】

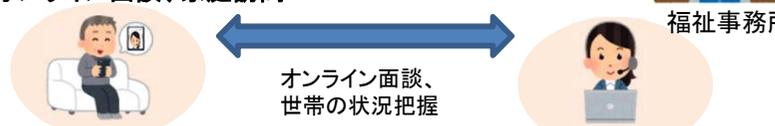
○OCRやRPAを活用した各種書類の自動データ化



○タブレットを活用した面談、家庭訪問



○オンライン面談、家庭訪問



【2. 調査研究委託事業(事業スキーム)】

